



交野市定額減税不足額給付金のご案内

交野市では、令和6年度に実施した定額減税調整給付金の支給済額に不足が生じる場合に、令和7年1月1日時点で交野市に住所を有する方に対し、不足額を追加で給付します。給付金の種別は以下の「I」及び「II」があります。
(この給付金は、国民全員が対象となる給付金ではありません。)

I 「定額減税調整給付金」(令和6年度)の支給済額に不足が生じる方への給付

令和6年分所得税額等の確定に基づき再算定した「本来給付すべき確定額①」と、令和6年度に実施した「定額減税調整給付金の額②」で不足額が生じた方に対し、その不足した額(①-②)を1万円単位で切り上げて支給します。

【注意事項】

- ・定額減税前の令和6年分所得税額及び令和6年度個人住民税所得割額が、ともに0円の方は、対象外です。
- ・所得税及び個人住民税において既に4万円の定額減税を受けている方、又は合計所得金額1,805万円超の方は、定額減税調整給付金及び定額減税不足額給付金の対象外です。

【給付対象となりうる具体例】

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少した方
- 子どもの出生等により、扶養人数が増えた方 等

※上記の例に該当する場合でも、定額減税調整給付金の「確定額」と「支給済額」に不足額が生じない方は、支給対象外です。



II 定額減税対象外の方への給付

※低所得世帯向け給付の対象世帯に該当した方は除きます。

原則として、4万円を支給します。

【給付対象となりうる具体例】

- 青色事業専従者、事業専従者(白色)の方
- 合計所得金額48万円超の方

※上記の例に該当する場合でも、定額減税補足給付金の「確定額」と「支給済額」に不足額が生じない方は、支給対象外です。

支給方法については裏面をご覧ください

手続きについて



「支給のお知らせ」が届いた場合

- ・手続きは不要です。
- ・支給口座を変更したい場合や受給を辞退する場合は、別途手続きが必要です。

「確認書」が届いた場合

【郵送で申請する場合】

確認書の内容を確認の上、必要事項を記入し通帳等及び本人確認書類の写しなどを同封して返送をお願いします。令和7年10月31日(金)【必着】までに返送してください。

【オンラインで申請する場合】

確認書の別紙案内に記載しているQRコードを読み取り、手続きしてください。

※オンライン申請された場合は確認書を返送する必要はありません。

令和7年10月31日(金)23:59までに手続きを完了してください。

個別に申請が必要となる方(交野市から通知を送らない方)の場合

この給付金の対象となる方のうち、令和6年1月2日以降に交野市に転入された方などは、個別に申請が必要です。

【申請書の取得方法】

交野市ホームページから申請書様式をダウンロードして印刷するか、来庁・電話で下記問い合わせ先へ連絡し、申請書を取り寄せてください。

【申請書の提出方法・提出期限】

令和7年10月31日(金)【必着】までに下記問い合わせ先に持参するか郵送にて提出してください。

《手続きにあたっての注意事項》

- ・期限までに申請されない場合は、支給できません。
- ・提出書類を受理してから、概ね2～3週間程度を目途に支給します。
- ・申請に不備(添付書類の不足等)がある場合は、不備が補正された後の支給手続きとなります。
- ・振込日が決まり次第、個別に通知します。
- ・対象者本人がお亡くなりになってからの申請は受理できません。

給付金の「振込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!!

ご自宅や職場に市役所や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、下記の電話や警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



交野市臨時特別給付金推進室 平日9:00～17:30(土・日・祝日のぞく)

お問い合わせ
手続き連絡先

※令和7年9月1日より、受付時間が平日9：00～17：00(土・日・祝日のぞく)に変更となります。ご注意ください。

0120-093-192 (フリーダイヤル)

072-892-0121 (市役所代表番号)